その他告示

○財務省告示第二百四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年八月二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年九月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第487回)
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
(1)　価格競争入札発行	額面金額で2,134,400,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,185,443,000,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で634,058,300,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で314,898,700,000円
(2)　非競争入札発行	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で162,000,000円
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で664,800,000,000円
7　払込金額	
(1)　価格競争入札発行	2,135,087,380,000円
(2)　非競争入札発行	162,051,840円
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	665,012,736,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年８月３日
11　発行価格	
(1)　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円２銭５厘以上のそれぞれの応募価格
(2)　非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円３銭２厘
12　利率	年1.5％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{2}{365}$
14　初期利子	令和９年２月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年２月１日及び８月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和10年８月１日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年８月３日

○財務省告示第二百四十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年八月十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年九月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第187回)
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。